

技術的基準チェックリスト

※ 次の各項目の基準を満たしていることを確認して、レ点チェックしてください。

出入口 (令第7条)	<input type="checkbox"/>	交差点の側端から5mを超えている(国土交通大臣が認めたものを除く)	
	<input type="checkbox"/>	道路の曲がり角から5mを超えている	
	<input type="checkbox"/>	横断歩道、自転車横断帯の側端から前後5mを越えている	
	<input type="checkbox"/>	踏切の側端から前後10mを超えている	
	<input type="checkbox"/>	軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていない	
	<input type="checkbox"/>	トンネルに設けていない(国土交通大臣が認めたものを除く)	
	<input type="checkbox"/>	安全地帯の範囲から前後10mを超えている	
	<input type="checkbox"/>	バスの停留所、標示柱、標示板から10mを超えている	
	<input type="checkbox"/>	横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5mを超えている	
	<input type="checkbox"/>	幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20mを超えている	
	<input type="checkbox"/>	橋に設けていない(国土交通大臣が認めたものを除く)	
	<input type="checkbox"/>	前面道路の幅員が6m以上である(m)	
	<input type="checkbox"/>	前面道路の縦断勾配が10%以下である	
	<input type="checkbox"/>	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けている(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある時などを除く)	
	<input type="checkbox"/>	駐車スペースが6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上ある(前面道路に中央分離帯等がある場合を除く)	
<input type="checkbox"/>	自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要がある場合、1.5m以上の隅切りがある		
<input type="checkbox"/>	出口から2m(自動二輪車専用駐車場は、1.3m)後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右60度以上見渡せ、歩行者等視認できる		
車路 (令第8条)	<input type="checkbox"/>	相互通行:幅員5.5m(自動二輪車専用駐車場は、3.5m)以上ある	
	<input type="checkbox"/>	一方通行:幅員3.5m(自動二輪車専用駐車場は、2.25m)以上ある	
	<input type="checkbox"/>	駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行路の兼用しない箇所については幅員2.75m(自動二輪車専用駐車場は、1.75m)以上ある	
建築物	車路・車室 (令第8,9条)	<input type="checkbox"/>	駐車場の梁下高さ(配管、標識、照明等も含む有効高さ)が、車路では2.3m以上、車室では2.1m以上あるか(車路 m)(車室 m)
		<input type="checkbox"/>	車路の屈曲部において、5.0m(自動二輪車専用駐車場は3.0m)以上の内のり半径を確保している
		<input type="checkbox"/>	車路の傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、粗面又は滑りにくい材料で仕上げている(%)
※ 建築物 の場合 のみ 記入	避難階段 (令第10条)	<input type="checkbox"/>	直接地上へ通ずる出口のない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けている
	防火区画 (令第11条)	<input type="checkbox"/>	給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画している
	換気装置 (令第12条)	<input type="checkbox"/>	1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置を設けているか、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上ある
	照明装置 (令第13条)	<input type="checkbox"/>	車路の路面10ルクス以上、車室の床面2ルクス以上の照明装置を設けている
	警報装置 (令第14条)	<input type="checkbox"/>	自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けている
	特殊の装置 (令第15条)	<input type="checkbox"/>	特殊の装置を用いる場合、大臣の認定がある(大臣認定書を添付のこと)